

【社会福祉法人等による利用者負担軽減制度】

介護保険のサービスを利用した場合、所得に応じてサービス費用の1～3割を利用者が負担します。収入の低い人で特に生計が困難である人に対して、軽減事業を実施している社会福祉法人で対象となるサービスを利用するとき、費用の1割自己負担分及び食費、居住費（滞在費）の1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）を軽減します。

○対象となるサービスと費用は、

社会福祉法人が運営する事業所が提供する、以下のサービス（介護予防を含む）にかかる

1割自己負担分、食費、居住費（滞在費）です。

訪問介護、夜間対応型訪問介護、通所介護（デイサービス 地域密着型を含む）
認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護
短期入所生活介護（ショートステイ）、特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス

○軽減の割合は、

1割自己負担分及び食費、居住費（滞在費）の**1/4**（老齢福祉年金受給者は**1/2**）です。

○軽減の対象となる人は、

世帯全員が市民税非課税で、次の①から⑤の条件をすべて満たす人です。

世帯員数	1人	2人	3人	4人以上
①前年中の年間収入	150万円以下	200万円以下	250万円以下	…以降、世帯員が1人増えるごとに50万円を加えます。
②預貯金等の額	350万円以下	450万円以下	550万円以下	…以降、世帯員が1人増えるごとに100万円を加えます。
③日常生活のために必要な資産（自宅の土地、建物など）以外に活用できる資産がないこと。				
④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 （扶養とは、税の扶養控除の対象、健康保険の被扶養、課税者に日常生活の援助を受けている等をいいます）				
⑤介護保険料を滞納していないこと。				

《ご注意ください》

- *利用者負担第2段階（課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下）の方は、施設サービスにかかる利用者負担（1割負担分）は対象外です。
- *他の減額制度を利用の場合、その制度が優先される場合があります。
- *生活保護を受給している人は、短期入所生活介護（介護予防を含む）、特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）利用時の居住費（滞在費）のみ対象となります。

<お問い合わせ先>

四日市市役所 介護保険課 管理・保険料係
TEL 059-354-8190 FAX 059-354-8280